

議 名 称	平成14年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日 時	平成14年7月12日(金) 14時～17時30分		
場 所	杉並区役所 中棟 6階 第5・6会議室		
出 席 者	委 員	江藤会長 小井委員 佐藤委員 高橋(一)委員 高橋(博)委員 長津委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 古谷委員 本橋委員 門脇委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 西村委員 樋口委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員	
	実施機関	芦塚区民課長 横山企画部副参事 伊藤保健福祉部管理課長 土佐国民健康保険課長 清水庶務課計画係長 本橋南福祉事務所長 小林西福祉事務所長 土屋障害者施策課長 柿本障害者施設課長 井山高齢者在宅サービス課長 中村高齢者活動支援センター所長 増井児童課長 穴戸土木管理課長 吉田建築課長 皆川生活衛生課長	
	事務局	納富区長室長 小林行政管理担当部長 [IT推進課] 玉山課長 鳥居推進担当係長 [情報システム課] 中村課長 藤本管理担当係長 静主査 小林担当係長 片山担当係長 丸山担当係長 [総務課] 牧島副参事 山本係長 増田主事	
傍 聴 者	1名		
配 付 資 料	事 前	・平成14年度情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 ・平成13年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成14年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成14年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料	
	当 日	住基ネットについての経過報告資料	
次 第	1	平成13年度第5回会議録の確定	
	2	報告・諮問事項	
		平成13年度杉並区情報公開制度実施状況について	報 告 1
		平成13年度杉並区個人情報保護制度実施状況について	報 告 2
		平成13年度電子計算組織運営概要(中央・小型)	報 告 3
		平成13年度電算運用考査概要	報 告 4
		平成14年度電子計算組織の運営について	報 告 5
		区民意向の把握外部委託	諮 問 1
		区民証発行業務登録	報 告 6
		区民証発行業務外部委託	諮 問 2
		成年後見制度業務登録	報 告 7
		国民健康保険被保険者資格賦課・収納業務外部委託	諮 問 3
		教育人材バンクシステム	諮 問 4
		教育ボランティア業務外部委託	諮 問 5
	障害者支援費制度システム	諮 問 6	
	障害者支援費制度業務登録	報 告 8	
	障害者福祉システム	諮 問 7	

	介護保険賦課・徴収業務外部委託	諮 問 8
	知的障害者ガイドヘルプサービス業務登録	報 告 9
	知的障害者ガイドヘルプサービス業務外部委託	諮 問 9
	区立障害者（児）施設利用者探索業務登録	報 告 10
	区立障害者（児）施設利用者探索業務外部結合	諮 問 10
	老人福祉システム	諮 問 11
	老人保健受給資格・高額医療費処理業務登録修正	報 告 11
	敬老会・半寿顕彰記念品贈呈業務外部委託	諮 問 12
	産後支援ヘルパー業務登録	報 告 12
	産後支援ヘルパー業務外部委託	諮 問 13
	生活保護システム	諮 問 14
	道路、河川・公共溝渠・屋外広告物台帳管理システム	諮 問 15
	杉並区道路地図原版作成	諮 問 16
	杉並区道路地図原版作成業務外部委託	諮 問 17
	雑居ビル防火安全対策業務登録	報 告 13
	雑居ビル防火安全対策業務外部提供	諮 問 18
	建設リサイクル法届出事務業務登録	報 告 14
内 容	1 平成 1 3 年度第 5 回会議録の確定	
	2 平成 1 3 年度杉並区情報公開制度実施状況について	了 承
	3 平成 1 3 年度杉並区個人情報保護制度実施状況について	了 承
	4 平成 1 3 年度電子計算組織運営概要（中央・小型）	了 承
	5 平成 1 3 年度電算運用考査概要	了 承
	6 平成 1 4 年度電子計算組織の運営について	了 承
	7 区民意向の把握外部委託	答 申
	8 区民証発行業務登録	了 承
	9 区民証発行業務登録業務外部委託	答 申
	10 成年後見制度業務登録	了 承
	11 国民健康保険被保険者資格賦課・収納業務外部委託	答 申
	12 教育人材バンクシステム	答 申
	13 教育ボランティア業務外部委託	答 申
	14 障害者支援費制度システム	答 申
	15 障害者支援費制度業務登録	了 承
	16 障害者福祉システム	答 申
	17 介護保険賦課・徴収業務外部委託	答 申
	18 知的障害者ガイドヘルプサービス業務登録	了 承
	19 知的障害者ガイドヘルプサービス業務外部委託	答 申
	20 区立障害者（児）施設利用者探索業務登録	了 承
	21 区立障害者（児）施設利用者探索業務外部結合	答 申
	22 老人福祉システム	答 申
	23 老人保健受給資格・高額医療費処理業務登録修正	了 承
	24 敬老会・半寿顕彰記念品贈呈業務外部委託	答 申
	25 産後支援ヘルパー業務登録	了 承
	26 産後支援ヘルパー業務外部委託	答 申

	27 生活保護システム	答 申
	28 道路、河川・公共溝渠・屋外広告物台帳管理システム	答 申
	29 杉並区道路地図原版作成	了 承
	30 杉並区道路地図原版作成業務外部委託	答 申
	31 雑居ビル防火安全対策業務登録	了 承
	32 雑居ビル防火安全対策業務外部提供	答 申
	33 建設リサイクル法届出事務業務登録	了 承

開 会	
会 長	開会のあいさつ 最初に新しく審議会の委員になられた方のご紹介を事務局から
区 長 室 長	あいさつ及び新しい委員の紹介 委嘱状は、すでにお席にお届けしてありますので、よろしくお願ひいたします。
会 長	審議会の委員に今期からなられた方に、自己紹介をお願いしたいと思います。
委 員	新しい各委員の自己紹介
会 長	最初に平成13年度第5回の会議録の確定をします。訂正・ご意見があれば挙手を願ひます。 ごさいませぬようですので、確定ということにいたします。 次に諮問事項についての審議に移ります。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
諮問事項説明	
会 長	諮問事項の号数にあやまりがありますので、修正ねがひます。それでは、諮問事項について審議に入ります。 最初に報告第1号から報告第5号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。
報告第1～5号	
区長室副参事	報告第1号「平成13年度杉並区情報公開制度実施状況」、報告第2号「平成13年度個人情報保護制度実施状況」について説明
情報システム課長	報告第3号「平成13年度電子計算組織運営概要」、報告第4号「平成13年度電算運用考査実施報告概要」、報告第5号「平成14年度電子計算組織の運営について」についての説明
会 長	ただ今の説明について、ご質問・ご意見等はござひますか。
委 員	報告2に、訂正・除去1件というのがあるが、この理由は、こちらの収集の仕方が悪かったのか、あるいは状況が変つて、そういう事実がなくなつたから修正したのかどうなのでしょう。
区長室副参事	自己情報の訂正ですが、内容は区の業務にかかわりのありました申請者の方からの活動の記録の修正で、記載に誤りがあったので、申請者の申請どおりの内容で修正させていただいたものです。
委 員	報告1の中で、非公開が6件ということであるが、その内容について、また、報告4のシステムの事前予測と実際の乖離の内容について

区長室副参事	<p>初めに非公開の6件の内容についてご説明いたします。</p> <p>1つ目は職員の人事記録に関する事で区の教員の処分になった過去の事例ということで、これは個人情報ということで非公開。2点目は私道の関係で、区がたまたま取得していた写真についての情報公開で、その写真に写し出されているものが、その区民の生活経済状況を反映しているということで、個人情報にあたるため非公開となったものです。3点目は、公職選挙法に関係したもので、違法ポスターの撤去に関する撤去命令書すべての情報公開で、現在の条例においては削除されていますが、旧条例の機関間情報ということで非公開。4点目は、教科書の選定に関わり、区に寄せられた意見等ということで、これは行政執行情報ということで非公開。5点目は、教育改革アクションプランに関する区民の意見という請求でしたが、これについても、行政執行情報により非公開。6点目は、建築物に関係して、区が所持していた写真についてですが、これにつきましてもその写真から生活経済状況が判明するため、非公開となったものです。</p>
情報システム課長	<p>報告4の内容ですが、当初事前評価の段階では、自動発行機の利用者の割合を全体の30%と想定していましたが、趣旨が徹底していなかったということもあり、6%弱という実態でした。区民課の方のPRで、今年度になりその数値は8%に上がってきています。今後も、使用率の向上については、区民課と情報システム課とが連携し、進めていきたいと思っています。</p>
委員	<p>数字でいうと、どの程度でしょうか。</p>
区民課長	<p>平成13年度は証明書の全発行数が70万3,292件、その内自動交付機で発行した件数は、4万1,308件。利用率は5.87%です。</p>
委員	<p>報告2の(2)、について説明をお願いします。</p>
区長室副参事	<p>(2)は、個人情報の業務登録・外部委託・目的外利用・外部提供状況について、がその登録・修正・廃止で、平成13年度1年度限りの件数です。の実施機関別ですが、この数字は昭和62年6月1日、この制度がスタートしてからの累計の件数です。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>非公開の内容・理由については、報告中に記載をお願いします。</p>
区長室副参事	<p>以後そのようにいたします。</p>
会長	<p>他にないようでしたら、報告第1号から第5号は報告を受けたものといいたします。次に諮問第1号と報告第6号及び諮問第2号は関連しておりますので、一括して事務局からご説明願います。</p>
報告第1号、第2号、第3号、第4号、第5号了承	
諮問第1号、報告第6号、諮問第2号	
区長室副参事	<p>諮問第1号「区民意向の把握外部委託」、報告第6号「区民証発行業務登録」、諮問第2号「区民証発行業務外部委託」について説明</p>
会長	<p>ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>区民証の発行について、これは要望があったことで行われるのか、また、区民証を紛失した場合は再発行されるのか。料金はどうなっているのかご説明をお願いします。</p>

区民課長	発行につきましては、特に運転免許証だとかパスポートとかをお持ちではない高齢者の方や主婦の方から長年、区にそのようなものを発行してほしい旨の要望がございました。今でも年間に何件か要望が来ており、その要望に応え発行するものです。紛失した場合の再発行、当然これは届出いただいて発行しますが、手数料についてはまだ決定しておりません。これは一般証明として発行するもので、その種の手数料は 300 円となっています。先行自治体につきましても概ね 200～300 円となっていますので、現時点では 300 円で発行したいと考えています。
委 員	区民証というのは初めて聞いたのですが、他の自治体で、現在発行しているところがありますか。
区民課長	近隣では青梅市が平成 13 年 4 月 1 日から発行しており、これは 20 歳以上を対象としています。また、調布市が 13 年の 10 月 1 日から、これは 65 歳以上の高齢者を対象としております。また、規模の大きなところでは川崎市が 13 年 10 月 1 日に、20 歳以上を対象に発行しております。あとは、宮古市、船橋市、館林市などが先行している自治体です。
委 員	報告 6 の中で、個人情報の記録する内容に「印影」とありますが、これはどうして必要なのでしょうか。また、15 歳以上というと中学生も含むと考えられますが、なぜ、対象を 15 歳以上としているのか。そのような年齢ですと、家族の何かがあれば足りると思うのですが。委託に出すということですが、どういったところに委託するのか、ご説明ねがいます。
区民課長	印影についてですが、これは申請書に印鑑をいただきますのでそのことです。また、対象を 15 歳以上としている理由ですが、ひとつは義務教育を終了していて、いわゆる職を持たない、運転免許証を有していないフリーターの方を対象としています。もうひとつは、15 歳以上は、印鑑登録ができますので、それに合わせるということです。委託業者については、相当実績のある業者でなければならないので、契約手続等に入るときには慎重に対応していきたいと考えます。
委 員	諮問 1 の業務は、既に 7 月 11 日付け広報でお知らせしている内容と同様のものでしょうか。資料によると委託先は HP 研とまで決定されており、もし事前に事業が決定していたならば、前回の諮問にかけていただいた方が良かったと思いますが。
行政担当副参事	政策指標につきましては、2 月 11 日の広報で、どんな指標にするかということ調査させていただきました。これから行う調査では、その指標についての区民の意識を測る調査です。また、委託の業者につきましては、おしゃっている会社とは違うと思います。
委 員	では、この事業は 7 月 11 日付け広報の記事とは関係ないということと考えていいですか。
行政担当副参事	それとは違うと思います。2 月 11 日の広報で 1 回出した事はありますが。

会 長	他にないようでしたら、諮問第1号と2号は決定、報告第6号は報告を受けたことにします。 次に報告7、諮問第3～5号について、一括して事務局から説明願います。
諮問第1号・諮問第2号決定、報告第6号了承	
報告第7号、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号	
区長室副参事	報告第7号「成年後見制度」、諮問第3号「国民健康保険資格賦課・収納業務」について説明
情報システム課長	諮問第4号「教育人材バンクシステム」について説明
区長室副参事	諮問第5号「教育ボランティア業務」について説明
会 長	ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか
委 員	報告7について、審判の結果も入れておくべきではないかと考えますが、いかがですか。
保健福祉部 管理課長	基本的には、家庭裁判所から審判請求の結果について通知がありますので、そのような形で対応していきたいと考えます。
委 員	通知の結果を項目として、期日、審判裁判所、後見人の名前等、問い合わせがあった場合に一目瞭然にそれらが判明するように明記が必要だと思われるということです。
保健福祉部 管理課長	こちらの方にそのまま入れるかどうかは別にして、私たちの方としても申立の結果等については、当然に把握が必要ですので、そういう形での対策は講じたいと考えます。
委 員	報告7の個人情報の記録の内容について、「性格」がありますが、どうしてこれが必要なのか理解できないのですが。例えば、温和とか良い性格が記録されるのならいいのですが、粗暴とかいう正確が記録されてしまうと、いずれはネットワーク化されてしまうでしょうから、記録形態が文書だとしても、この性格というのは誰が評価し、どういった形で記録され、どのような目的で必要なのか説明をお願いします。
保健福祉部 管理課長	前段のネットワークということですが、これは一切ありません。あくまでも一件一件の文書で管理をいたします。この「性格」の部分ですが、後見人等をお願いする際に、後見人が本人の状態等々を十分理解し、後見を受けるかどうかといった判断材料のひとつとして必要と考えます。
委 員	最初にこの人はこういった性格だと誰が決めますか。
保健福祉部 管理課長	基本的には、相談を受けております福祉事務所のケースワーカー、あるいは保健センターの保健士が日常的に接触して、そのことを通じて判断させていただくということになります。
会 長	関連して項目の中に、「障害の状況」、「健康状況」、「傷病等の状況」、「治療等の状況」、「診断結果の状況」など、これは区長の審判請求手続ですから、特にこの「性格」というのはいらないのではないのでしょうか。客観的に病気等の状況がたくさんありますから、それで十分であって後見人の選任について、事業根拠が老人福祉法等によって審判請求できるので、別に「性格」はいらないのかと思いますが。

委 員	家裁に申立てる時に、本人には能力がないわけですから、確かにここにある情報を知らせる必要があります。本人を実際に面倒見ている方が、本人についてのくわしい状況を家裁に提出するのです。後見人の選任については、また、費用を要します。区長がいくら審判請求をしても、報酬を払えないということであれば、後見人の成り手はいない。裁判所は選任のしようがない。申請時には本人の財産状況の項目についても必要で、一概にこれらの情報が必要ないとはいいきれないと思います。
委 員	「性格」という項目は文書に一回残ってしまうと、それが回っていくうちに一人歩きするわけです。後見人を依頼するときに、断られたら次の後見人候補者にその文書が流通してしまうわけですね。
委 員	受け手があれば、すぐに決定します。いつまでも家裁は放っておけませんし、期間がないですから。
委 員	ですから、何も問題がない性格と記載されれば、すぐに引き受け手ができると思いますが、本人にとって非常に不利な性格が記載されれば、それがずっと記録として残ってしまえば修正ができません。その後に記載を修正してくれるという保障がないものは、最初の段階から削っておいた方が無難だと思います。その方が非後見人である間は、一生その性格は記録に残るわけですし、誰がその記録を書き直さない限り、死ぬまで記録として残ってしまうわけですから。
保健福祉部 管理課長	今のことにつきまして、成年後見制度の申立ての際に、書類として、家裁に提出するもので、書類自体は家裁の方で保管しますので、他所に回っていくということは考えられません。あくまでも、成年後見人を引き受けていただく際の、本人をよく知っていただく情報の一つと理解しています。委員ご指摘のような、書類が一人歩きする事態はないと考えています。
会 長	よるしいですか。
委 員	不安は残りますが。
委 員	要するに、裁判所に提出する書類の一項目なのです。
委 員	そうだと思いますが、本人はわからないにしても、例えばある人が後見人を受けるとして、その家族や親戚が、当人が非常に悪い性格と記載されていることを知った時に、多分、病気や障害でなっていることなのに、それが性格として捉えられる危険性。そういったことが単に「性格」として記録されることの危険性を考えます。このことは、裁判所の項目に入っているそうですから、ここであまり議論しても仕方のないことなのかも知れませんが。
委 員	項目に入っているといても、全ての項目に全部記入しなさいということではないのです。申立時にこのような内容のことを申立て、だから後見人を選任してくださいとやるわけです。裁判所の書類は簡単で、その原因、なぜ求めるかという理由を求める。簡単に言えば、これは心神喪失ですよ、もうこれしかないのです。判断能力がありませんという形なのですが、しかしその時、本籍や国籍は書いておかなければしょうがないですね。
委 員	「性格」だけがちょっと私としては腑に落ちないだけで、その辺を注意していただきたいということを言いたいわけです。

委 員	<p>私もそこにこだわるんですけど、「診断結果の状況」とかいうので、診断が出ているのであれば、何も「性格」を挙げる必要はないと思いますし、「性格」を挙げなければいけないというものではないと思います。実際にどのような状況であるかという「障害者の方の状況」とか、「入院などの状況」、「治療の状況」が載っていますから、こういった形で、例えば、状態に をつけるだけだったらいいですが、記載されるのか。これは、私も良くないとおもいます。</p> <p>この個人情報の記録の 37 項目ですが、どのようにカテゴライズされており、この場合はどう考えればいいのでしょうか。そのことで一つの誤解が解けると思うのですが。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>委員ご指摘のとおり、この 37 項目全項目について記載しなければならないというものではありません。基本的にこの部分だけは絶対に必要という部分がありますが、それ以外の項目については、該当する項目を記載するという事になるかと思えます。ただ今いろいろと議論いただいておりますが、「性格」の部分については、後見人を引き受けていただく際に、ご本人のそういった部分をよく承知した上でお引き受けいただきたく、記載させていただいているものです。</p>
委 員	<p>「職業」、「勤務先」という項目について、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、知的障害者及び精神障害者の財産管理を行うことが目的で、誰の職業、勤務先なののでしょうか。働く能力のある人が成年後見制度を利用するとは思えないのですが。その点は。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>この項目についてはご本人のものとなります。申立の段階で、本人の職業を記載する欄があり、お勤めでなければ、当然そこは空欄になり、お勤めであれば、「職業」、「勤務先」の記入をして提出することになります。</p>
委 員	<p>そうすると、「性格」も記入しない場合があるわけですか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>これは絶対記入しなければならないことではないと思います。ただ、家裁で受理された後、審判に対しての事情聴取が行われます。その時点で、家裁の方からご本人の性格的な部分について聴取りがなされるケースがあると伺っています。</p>

<p>委 員</p>	<p>知的障害者の方々の判断資料として、いろいろな心配が出てくると思いますが、医学的に見ますと、これに診断が入っています。診断というのは非常に重みを持っていますし、決定的なものを持っています。逆に性格は、知的障害の方、精神障害の方については、医療ではそちらのほうを重要視しています。ですから、ご心配のような内容のものの記載というのは、普通はあまり考えられません。ご心配は無限にあるかとは思いますが、現実には医療の面では、性格という面でこういう方々がお困りになるというのは経験がございません。むしろ、いろいろな面でご了承いただき、その方を的確にご支援いただくことが趣旨ですから、ある程度の情報は判断材料として利用いただくことはあり得ると思います。どちらかといえば、この種の病気は非常に長期で、短期にあまり変化がありません。ですから、そのようなものを参考として、大事なもの、財産等についてきちんと対応していただくことが大事だと思えます。医学上、精神科領域では、性格ということは当然のことと判断しています。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>諮問4と5に関連して、諮問4の資料を見ると教育人材バンクの登録者として「教育活動の充実のため、学校の求めに応じて活動する者。特別な資格・技術等は問わない。」とあるのに、しかし実際の記録項目に「資格」や「資格の状況」とある。このことは、実際に採用する人に資格等は問わないけれど、何か持っていたら、個人情報として記録するということではないかと思うが、必要以上の記録収集をしないという原則に立てば、どうなのかそのような視点でご説明願いたい。また、「最寄駅」がなぜ必要か、「活動分野・内容」、「実績」とあるが、その活動とは何を示すのか、「実績」といった場合に何を実績としてここに記入するのか説明をお願いします。</p> <p>諮問5についても「団体加入の状況」とあるが、この団体とは何を意味しているのか。以上についてご説明願いたい。</p>
<p>教育委員会 庶務課計画係長</p>	<p>サポーターについてですが、委員ご指摘のとおり、資格等は問わずに、できることを協力いただくのが基本にあります。ただ、できることの中には、学校のゲストティーチャーや土曜日学校の講師のように、ある程度の資格をもっていることによってお手伝いいただく場合がありますので、何か特技・資格などをお持ちの場合はお申し出いただき活用させていただくという内容です。</p> <p>「最寄駅」ですが、学生ボランティアなどの場合に、杉並区在住の方が登録するとは限りませんので、そのために「最寄駅」があることにより、学校からアクセスする場合に「こういう道順でおいでください」といった案内や自分の学校の沿線に近いところの登録者に依頼する場合に活用します。</p> <p>「活動実績」ですが、この実績は例えば、どこどこの学校においてゲストティーチャーを実際にやっていたらその実績を記載させていただきます。</p> <p>「団体名」ですが、例えば、環境団体に加盟しているような場合、その方を通じてその団体に加盟している方にも呼びかける。善福寺川の観察をするようなときに、その団体でお手伝いできる方も一緒につれてきていただくような、人を広げての情報として活用させていただきます。</p>

委 員	「活動」というのはどのように記載するのですか。
教育委員会 庶務課計画係長	中身が学校サポーター、土曜日学校と分野の異なるものを書いていますので、学校サポーターとしてこのような活動をしたということが積み重なることによって、他の学校からもご協力の依頼が行きやすいように記載します。
委 員	諮問4について、「支払日」とありますが、これは毎回口座に振り込むのですか。
教育委員会 庶務課計画係長	一か月分まとめて学校から報告を受け、支払いをすることを考えています。継続的に活動している方がどの活動部分に対して、何回分まではいつ支払いをしたという問い合わせにも回答できるようにしたいと考えます。
委 員	人によっては1回来る人も10回来る人もいますが、基本的に一ヶ月に一回支払うという形ですか。
教育委員会 庶務課計画係長	学校サポーター制度の場合には、月極めで学校から報告いただき、その結果を支払います。支払日は、3つの制度では必ずしも一致してはいませんので、各活動における支払日を確定させておきたいと考えます。
委 員	活動した日は、具体的にはどの項目に入りますか。「実績」ですか。
教育委員会 庶務課計画係長	活動した日すべてを記録しようとは考えていません。実績の回数などで把握します。何月何日ということは、各学校の日計表になります。
委 員	それで正確な謝礼金の確保はできるのか。「執行を確保する」とは書いてあるが、いつやったかをちゃんとチェックしないと分からないのでは。
教育委員会 庶務課計画係長	履行の確認は各学校にお任せしています。学校から報告されたものについて支払いをいたします。
委 員	諮問4の資料の「役割」に「学校の求める活動で」という記載がありますが、その学校というのは、校長、教頭のことを指すのでしょうか。また、学生ボランティアですが、学生の定義の年齢がどこまでですか。さらに、「教育人材バンクシステム」をどのような形で広めて募集するか教えてください。
教育委員会 庶務課計画係長	学生ボランティアについては、登録の段階が学生ということで、学生ボランティアとしますが、特に年齢は制限しません。学生ボランティアを卒業した方がそのまま学校サポーターとして登録を続けていただければと考えています。人材を広げていく方法ですが、既に各学校で実践を積んでいる方が多数いらっしゃるって、それらの方は学校長等と独自に地域との連携を持っていますので、それらの情報をこのような形で集約する方法を望んでいるわけです。このような地域と学校の連携は徐々に広がっていくと考えます。また、学生ボランティアにつきましても、近隣の大学などに募集要項等持って回り、登録を呼びかけているところです。
委 員	諮問3について、この事業は緊急地域雇用創出特別補助事業にふさわしいものでしょうか。委託の団体等が分かればいいのですが、秘密の保持等の委託の条件をクリアするにどうなのか。国民健康保険口座未加入者に対する奨励がこの事業に適合するか。捕捉説明ねがいます。 また、諮問5の「学校教育コーディネーター」は、あまりなじみのない言葉ですが、どういう団体若しくはどんな方がなるのか教えてください。

国民健康保険課長	この委託が緊急雇用にふさわしいものなのかどうかというところですが、もともと、個々の就業率がどんどん下がっておりまして、そのことに対する手だてを行わなければならないことがあります。その時に、人を雇用するという一定の国の助成があるということです。今、国保財政は赤字ですので、独自財源では行えないところができるようになった。そのことでふさわしいものだと考えています。どういう団体を想定しているかということですが、基本的にこの緊急雇用のところにシルバー人材センターが入っております。多分、入札になると思いますが、基本的にはシルバーにも参加していただきたいと思います。どのような形で個人情報の保護を図るかということですが、7万1,000世帯ありますので、実際に一週間単位という形でリストを渡して、必要最低限のデータを提供します。また、遅滞なくリストを返還してもらうような規定を盛り込む。紛失毀損ということがあれば、すぐに報告してもらう規定を盛り込む予定です。
教育委員会 庶務課計画係長	教育コーディネーターは、地域のボランティアなどの人材と学校を結びつけることを主な目的と考えております。そこで、地域に深く関わりを持っている方、例えば元PTA会長、体育指導員をやっていた方を考えています。教育NPOなどの設立を考えている方の中からも選任していく考えです。
会 長	ほかになければ、諮問3から5は決定、報告7は報告を受けたこととします。次に諮問6・7及び報告8について、事務局から説明願います。
諮問第3号、報告第4号、報告第5号決定、諮問第7号了承	
諮問第6号、諮問第7号、報告第8号	
情報システム課長	諮問第6号「障害者支援費システム」について説明
区 長 室 副 参 事	報告第8号「障害者支援費制度の業務登録」について説明
情報システム課長	諮問第7号「障害者福祉システム」について説明
会 長	ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございますか。
委 員	諮問6、報告8について、今、現在、福祉事務所その他で障害者の方々が実際にこのようなサービスを受けたいということではいろいろやっていますが、この制度の導入についてどのように変わるのかということと、現在のサービス受給者は継続になるのかどうか。支援費制度の対象項目等もご説明ください。
西福祉事務所長	支援費制度と現在の措置制度との関係ですが、措置については福祉事務所に申込みを申請し、必要な方について措置を決定し、区が事業者等と契約するという形をとっています。今後の支援費制度は利用したい場合に支援費支給申請をしていただき、審査の結果が妥当だということになりますと、受給者証を発行し、申請者があとは施設、あるいは事業者と直接契約をしていただく形になります。
委 員	すると現在の措置されている場合は、その記録されている項目をゼロにもどして、再度、申請し、その記録を作成しなければならないということですか。

西福祉事務所長	記録項目のことですと、措置についても法律上残りますので、措置として残しているものと新たに支援費としての項目と両方を記録いたします。
委員	制度が変わって、福祉事務所なら福祉事務所が持っているものはそのまま情報として、ずっと持ちつづけるということですが、新たに契約する所に、それに類した情報がもう一つ行くということですか。
西福祉事務所長	これは支援費の支給決定に関する項目ですので、区で所有するものです。支援費関係の新しい項目をつくるということです。措置につきましては、利用申請が直接できない方、単身になってしまった方、自分で契約できない方について、措置制度は引続き残りますので、それは例外措置になるかも知れませんが、ですから、措置としては記録項目は別に必要になります。
会長	ほかになければ、諮問 6、7 は決定、報告 8 は報告を受けたことにさせていただきます。
諮問第 6 号、諮問第 7 号決定、報告第 8 号了承	
諮問第 8 号、報告第 9 号、諮問第 9 号	
会長	次に諮問 8、報告 9、そして諮問 9 について、一括して事務局から説明願います。
区長室副参事	諮問第 8 号「介護保険賦課・徴収」、報告第 9 号「知的障害者ガイドヘルプサービス業務登録」、諮問第 9 号「知的障害者ガイドヘルプサービス業務外部委託」について説明
会長	ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございますか。
委員	報告 9 及び諮問 9 のどちらにも、派遣対象者及び家族の「妊娠・出産状況」がありますが、この項目の必要性についてご説明願います。
西福祉事務所長	この件につきましては、知的障害者の場合、妊娠・出産の時の状況を知ることが、障害を知る上で必要だということです。出産の状況ですから、家族も関係があるということから、両方に項目として記載させていただいております。
委員	本人が妊娠・出産したということではなく、本人が生まれてきた状況ということですか。
西福祉事務所長	派遣対象者につきましては、ご自身の出産の状況です。
委員	ご自身の出産状況というと、一般的に見ると、子供を自分が産んだか生まないかという理解するのですが、これは自分が生まれてきたときの状況という意味ですか。
西福祉事務所長	はい、そうです。
委員	「妊娠・出産状況」と言うから、その女の人が子どもを産んだか産まないかが何でこの項目が必要なかわからなかったのです。その障害に対して、産まれてきたときの状況、母の胎内にいた時とか出産時の状況という意味なのですね。

西福祉事務所長	知的障害者（児）の場合、障害が起こるのが胎児期や出産期ということが非常に多いわけです。したがって、その時の状況を把握することによって障害を理解する、その理解のうえでガイドヘルプを行うということです。妊娠の時、いわゆる胎児期・出産期の状況、このときが重要なことなので記録項目とさせていただいております。
委 員	普通に「妊娠・出産の状況」と書きますと、自分が子どもを産んだときの状況と誤解を与えるので、ほかの記載の仕方はないのですか。
区 長 室 副 参 事	個人情報の登録には一定の書式がございまして、ある程度の内容をカテゴリー化して、同種の内容をまとめた形で記録の項目を整理させていただいております。そここのところをご理解いただきたいと思います。
委 員	内容は理解しました、けれどこの記述では、内容が分かりにくいので、書き方の工夫を望みます。
会 長	ほかになければ、諮問 8、9 は決定、報告 9 は報告を受けたことにさせていただきます。
諮問第 8 号、諮問第 9 号決定、報告第 8 号了承	
報告第 10 号、諮問第 10 号	
会 長	次に報告第 10 号、諮問第 10 号について説明願います。
区 長 室 副 参 事	報告第 10 号「区立知的障害者（児）施設利用者探索業務登録」、諮問第 10 号「区立知的障害者（児）施設利用者探索業務外部結合」について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますか。なければ報告第 10 号は報告を受けたことにさせていただき、諮問第 10 号は決定とさせていただきます。
報告第 10 号了承、諮問第 10 号決定	
諮問第 11 号、諮問第 12 号、報告第 11 号	
会 長	次に諮問第 11 号、諮問第 12 号、報告第 11 号について事務局に説明願います。
情報システム課長	諮問第 11 号「老人福祉システム」について説明
区 長 室 副 参 事	報告第 11 号「老人保健受給資格・高額医療費処理」、諮問第 12 号「敬老会・半寿顕彰記念品贈呈」について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますか。
委 員	諮問 11 について、所得、控除、譲渡所得等、所得の種類がたくさん書いてありますが、なぜ、こんなに多くの項目が必要なのかご説明願いたい。
高齢者 在宅サービス課長	今回の法改正を受けて、税関係の情報が必要となりますが、その情報の必要不可欠なものを挙げますと記載のとおりとなりますので、今回お願いしています。
会 長	ほかにも、ご質問、意見等はございますか。なければ諮問第 11 号、諮問第 12 号は決定とさせていただき、報告第 11 号は報告を受けたことにさせていただきます。
諮問第 11 号、諮問第 12 号決定、報告第 11 号了承	
報告第 12 号、諮問第 13 号	
会 長	次に報告第 12 号、諮問第 13 号について、事務局に説明願います。

区長室副参事	報告第12号「産後支援ヘルパー業務登録」、諮問第13号「産後支援ヘルパー業務外部委託」について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますか。
委員	この事業について、産前・産後という形で実施しないのはなぜでしょうか。ある事業者が3年前から産前・産後の支援をやっていますが、利用者が増えています。また、NPO 法人が行うのはもう決定しているのですか。今後どういうところをお願いする予定かお伺いしたい。
児童課長	子育て支援の実態等を考えますと産後についての悩み、需要が大きいという結果がでています。国、都の補助が要綱に定まっております、その対象が産後支援となっております。NPO 法人につきましては、現在、区の事業としてヘルパー事業を委託し、実績ある団体がいくつかございますので、それらを視野に入れて考えていきたいと思っております。
会長	ほかに、ご質問、意見等がなければ、報告第12号は報告を受けたことに、また、諮問第13号は決定とさせていただきます。
報告第12号了承、諮問第13号決定	
諮問第14号、諮問第15号、諮問第16号、諮問第17号	
会長	次に諮問第14号～諮問第17号について、一括して事務局に説明願います。
情報システム課長	諮問第14号「生活保護システム」、諮問第15号「道路、河川・公共溝渠・屋外広告物の台帳管理システム」、諮問第16号「杉並区道路地図原版作成」について説明
区長室副参事	諮問第17号「杉並区道路地図原版作成業務外部委託」について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	諮問17につかまして、区道の地図に記載されている氏名、住所、建物形状、敷地の状況となっておりますが、具体的にはどういったことですか。区道の上に並んでいる建物、そういうものを全部載せるということですか。実物があれば分かるのですが、ここにいわれている意味がよくわからないのですが。
土木管理課長	道路地図にそれぞれ個人名、お宅の名前が記載してありますので、それをデジタル化したときに個人情報に該当するということです。
委員	実際に一軒ずつ道路に沿って建っている建物敷地、それらを全部載せるという意味ですか。
区長室副参事	業者が発行している住宅地図、それに道路と個人の住宅の名前が記載されています。そこに区道等の状況を上書きしまして、区の道路地図が作られています。それをデジタル化する。紙ベースで持っているものを磁気媒体化するわけです。
委員	業者が持っているものが正しいという前提でやるわけですか。区では自分の区道はどこかということがわからないで、業者が発行している住宅地図に名前まで入れて全部載っているの、それを下敷きにして作るということですか。
土木管理課長	区の情報を、その道路地図にその都度書き入れ、修正しています。それが現在は業者の発行した地図上で行っているということですか。
委員	道路地図というのはそのようにして作成されているわけですね。

土木管理課長	この修正を行うにつき、デジタル化しますと経費が安くなります。今までは手書き作業にて地図原版を作成していました。
会 長	ほかに、ご質問、意見等がなければ、諮問第 14 号～諮問第 17 号は決定とさせていただきます。
諮問第 14 号～諮問第 17 号決定	
報告第 13 号、報告第 14 号、諮問第 18 号	
会 長	次に報告第 13 号、報告第 14 号、諮問第 18 号について、一括して事務局に説明願います。
区 長 室 副 参 事	報告第 13 号「雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整に関する業務」、諮問第 18 号「雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整に関する業務外部提供」、報告第 14 号「建設リサイクル法による届出事務」について説明
会 長	ご質問、意見等がなければ、報告第 13 号、報告第 14 号は報告を受けたことに、諮問第 18 号は決定とさせていただきます。
諮問 18 号決定、報告 13・14 号了承	
会 長	だいが急ぎましたが諮問第 1 号から諮問第 18 号まで諮問のとおり審議会としては決定しましたので、その旨を答申するということになります。いかがでしょうか。 よろしければ、事務局で答申案を作成してください。
(答申案の配付)	
会 長	いま配付されました答申案でよければ、審議会の答申として決定したいと思いますが、よろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、区長に答申したいと思います。事務局から区長に答申書を渡していただきたいと思います。
(区長室長、会長から答申書の受取)	
会 長	それでは、次に会議次第により住基ネットについての経過報告を区長室長をお願いいたします。
区長室長	資料に基づき住基ネットについての経過報告を説明
会 長	ただ今の報告について、何かご意見といっても難しいのですが、ございますか。
委 員	個人情報保護法が成立することを前提条件に、区長もそのことに基づいた意見書を総理大臣、総務大臣に出しているということですので、きちんとした個人情報保護法ができない場合にはスタートすべきではないとその姿勢を貫いていただきたい。という意見だけ申し上げておきたいと思います。
委 員	大きな銀行がシステムを統合したら不具合が出て、現金その他の払い出しができなくなったということがございました。そのような観点で見たときに、いわゆるネットワークを組んだときに、そのような問題、事故は絶対起こらないと。そういうことが言えるのかどうか気がなるところです。 それとセキュリティがどの程度まで保護できるのか。個人情報と本当に守られるのか。そのことについて、杉並区のシステム自身はどうなのかという

	<p>ことについてお答えいただけたらと思います。</p>
情報システム課長	<p>現在、皆さまの大切なデータをお預かりして、住基システムを稼働しております。改正住基法に基づくこの住民ネットワークシステムに向けての準備は準備で、粛々と進めさせていただいております。今、ご質問にございましたが、様々なネットワークがこの世の中にありますが、このネットワークは全く問題がない、完全に大丈夫だというのは、おそらくこの世の中には一つもないと思います。何らかのリスクはやはり背負っているものだと思います。そういう中でももちろん費用対効果の問題もありますが、でき得限りのセキュリティについての措置を施していくことが大切だと思います。住基ネットについては国からの様々な基準があり、その基準に見合うような形で組んでおりますが、今のご指摘のような意見も踏まえ、万全の体制をこれからも整えていくという考えでおります。</p>
委員	<p>東京において、国分寺、国立、狛江、小金井の各市長が意見書等提出している自治体では、そこの議会もバックアップしているようですが、残念ながら杉並区がそのような例にもれています。区議会もがんばってやられるならば是非お願いしたいと思います。そうでなければ、区議会は区民に対して説明する必要があると思います。区長が力をいれて区民説明をしていることは評価したいと思います。今後、区民の意向十分反映した形で進められることを望みます。</p> <p>また、いろいろな情報公開、わかりやすく説明したことを大変評価したいと思いますので、今後ともできるだけ区民とともにこの住基ネットの問題点を一緒に考えながら、杉並区民のプライバシーが守られる方向を最善の方向で模索されたいと思います。</p>
委員	<p>区議会はどうなっているのかという話がありましたが、実は今日「住基ネットの延期を求める要望書」を議会各会派の了解を得て、議長が総理大臣と総務大臣に発送している状況です。経過を言いますと、6月議会でそういうことをしようではないかという議論をしたのですが、時間が少し間に合わなくて、6月議会には間に合いませんでした。その後、幹事長会で決定し、議会としても、区長の動きを支援するという側面もあるかと思いますが、一体となって個人情報保護法が成立するまでは延期をして、個人のプライバシーは守るべきであるという要望書を区議会としても出すことにしたという経緯です。</p>
委員	<p>法律ができていることを前提として、意見を申し上げます。杉並区では住民コードのはがきを非常にアイデアいっぱいでお作りになった。基本的には、この審議会では世帯単位で通知するより個人にというスタンスをとつてきました。そのことをきちっとやり、実に見事な通知を作成したことに、絶大なる賛意を表したいと思います。円滑に区民の意識の調査がいくように祈っております。条例に基づき調査を実施するということですが、いろいろな意見がどうも理念的、抽象的すぎて、初めから答えありきということでは、なかなか説得力に乏しいわけで、常に個人情報のデータの漏れについての調査は、条例に基づいて確実にやっていかななくてはならない。ただし、具体的にどう漏れるのか、どういう点でセキュリティが心配なのか、その辺のとこ</p>

	<p>ろをはっきり、具体的に答えを出していただくことをお願いしたい。総務大臣の回答を見て、なるほどこういうことだったのかということが分かり、政府の見解は十分理解できるわけです。一般的に何でも広がっていく議論も世論にはありますが、先ほどの室長の話のとおり 93 業務制限列挙され、それ以上は使わないとなっていますので、そのようなことも押さえていく必要があるのではないかと。それから、個人情報保護の守秘義務等については、国の指定情報処理機関、都道府県、市町村、いずれも法律で守秘義務が課されておりまして、違反の場合は 2 年以下の懲役とか、100 万円以下の罰金が科せられるというところまで整備されているわけです。それから、情報民主主義ができていないのではないかと、改めて法律を見ると、杉並区はもちろん条例があるからいいのですが、国の指定情報処理機関、都道府県のファイルについて事故報告の開示・請求・訂正権もきちんと法律で留保されていますので、その点でもやや誤解があるのかと思います。</p> <p>それから、情報システム課長がいましたように、セキュリティの問題は努力していただいているのですが、市町村の段階のセキュリティが不安であるという意見につき、やや疑問です。杉並区の 4 情報が入っているコミュニケーション・サーバーを見せていただきました。そのサーバーがセキュリティで非常に不安であるということは、杉並区の基本である住民基本台帳システムそのものが不安で、もう信用おけないということになるわけで、その辺のところは現実をよく見て、答えを出していく必要があるのではないかと。本当にコミュニケーション・サーバーがセキュリティの面から疑問があるとすれば、先ほど報告がありました住民基本台帳システムの業務それ自体が不安そのものと見られますので、そこをきちっと押さえて、理に合った議論をする必要があります。あとはあまり議論されていないのですが、実際の証明業務の基本 4 情報を政府が使用する場合に「行政機関が保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」があり、その中では個人情報のファイルの項目についての取り扱い制限ですとか、セキュリティ対策とか、目的外の禁止がはっきりと明記されています。そのような保護策もあることを前提に具体的な調査をして、是非、区民にわかりやすい調査結果を発表していただきたいと思うわけです。以上です。</p>
会 長	ほかに、ご質問、意見等がありませんか。
委 員	先ほど業者圧着はがきの説明がありましたが、家族世帯当たりに発送すると、個人個人に発送すると、経費的にはどのくらい差がありますか。
区民課長	個人単位で発送しますと、現在、杉並区には 51 万 2,000 人いますので、その数かける 41 円、大量発送はする場合は少し安くなっています、2.099 万 2,000 円になります。一方、世帯単位で郵送する場合、世帯数 27 万 3,000 かける 41 円となり、1,119 万 3,000 円となり、その差 979 万 9,000 円となります。
委 員	住基ネットの問題がここまで来てつくづく思うことは、これは危険なことで、他の自治体はどのように対応しているのか、調査をふんでからと議論したことがありましたが、そのこと事態議論しているのが杉並区だけだと聞き、愕然としました。これからの社会、個人情報がすべてを左右する時代と

	<p>なりますので、杉並区だけでも個人情報保護のための条例を創ったという姿勢が日弁連からも評価されています。</p> <p>そのことのスタートはこの審議会だったのではないかと思います。</p> <p>結果として、発信する、都と連携する場合、万全の機構で臨まないといけないと思います。この問題は私たちがこまになるか、人間としての尊厳を主張するかのわかれ道ですから、国の方針で発動された場合、これは危険だと思ったときはストップするくらいの気迫は杉並区は持つておかなければならないと、これから8月5日を迎え、思っています。でも杉並区からは絶対に、さすが杉並区という機構、システムをきちっとつくって発信しなければならないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。なければ、ご意見にもありましたが、おそらく稼働し始めると9月の初めくらいに審議会をもう一度開くことになるかとも思います。そこで、9月の第一週くらいに審議会を予定しておき、開催する必要があるれば開かないと。臨時の審議会の日程を入れておいてはと思います。</p> <p>いかがでしょうか。ご意見がございませんでしたら、日程的にも9月の中旬が一番いいのではないかと。そうしますと、9月の2日以降、例えば、9月6日に審議会の予定を入れておき、何事もないれば開かないということにして、9月6日、午後2時からとさせていただきますのですが。</p>
(異議なしの声)	
会 長	<p>異議がなければ、臨時の審議会を9月6日、午後2時からと予定させていただきます。これは欠席の方が多く困りますので、日程を調整の上、ご出席をよろしくお願いいたします。事務局からは何かありますか。</p>
区 長 室 副 参 事	<p>通常の審議会の開催は10月25日午後2時から開催の予定とさせていただきますと思います。</p>
会 長	<p>それでは閉会といたします。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。</p>